

長崎市立学校における令和4年3月28日（月）以降の部活動の取扱いについて

今回の主な変更点

- ・健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）【同居家族の条件を外す】
- ・文化部活動においては、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。【活動制限の緩和】

比較表

変更前	変更後
【別紙】 長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和4年3月7日（月）以降、当面の間）	【別紙】 長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和4年3月28日（月）以降、当面の間）
○ 健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）	○ 健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど） 【同居家族の条件を外す】
○ 平日、土日及び休業日の活動を可とする。 ③ 県内外を問わず、合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流を実施しないこと。（学校単独チームのみでの宿泊を伴う活動も不可）	【変更なし】
○ 近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏等の感染リスクの高い活動は行わないこと。	○ 文化部活動においては、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。 【活動制限の緩和】

長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和4年3月28日（月）以降、当面の間）

市立小中学校の部活動においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、令和4年3月28日（月）以降、当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 平日、土日祝日及び休業日の活動を可とする。
  - ① ガイドラインに則った活動時間、休養日を設定すること。
  - ② 自校における感染の状況が著しく増加傾向にある場合は活動を停止するなど、さらに制限を加える措置を各校で設定すること。
  - ③ 県内外を問わず、合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流を実施しないこと。（学校単独チームのみでの宿泊を伴う活動も不可）
- 文化部活動においては、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。
- 大会への参加について
  - ① 県内大会等への参加は、県および郡市町の競技団体・高体連・高野連・高文連・県および郡市町の中体連や中文連が主催・共催する公式戦への出場のみとする。
    - ※ 原則、日帰りでの参加とするが、離島からの参加や、やむを得ず宿泊する必要がある場合は、感染リスクが高い移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を特に徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
  - ② 全国大会・九州大会等への参加は、中央競技団体等や全国・九州の高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する大会等への出場のみとする。
    - ※ 特に、全国・九州大会等への参加後2週間は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や、健康管理の徹底に留意した上で、可能な限り全体練習を控え、個別の自主練習等の活動のみとするなど、練習環境や方法等の工夫を講じて実施すること。（無料検査の積極的な活用もお願いします。）
- 以下の「具体的な留意事項」の内容については、練習前に、指導者が児童生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせる。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策について】

- ・ 基本的感染防止対策を継続すること。
- ・ 練習前後の部室等の一斉利用と集団飲食を避け、練習終了後は速やかな帰宅を促すこと。
  - ※ 更衣室や部室等は、交替で使用するなどして、一度に大人数の生徒が利用することを避ける。
  - ※ 部員同士が集まって食事を摂る場面を避ける。
- ・ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わないこと。
- ・ 大会参加などで他チームと宿舎が同じ場合は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気を行うこと。
- ・ 毎回、部活動単位で、児童生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。（健康観察記録表も必ず提出させること。）
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。